

## 菊川市外部公益通報の処理に関する要綱

制定 令和8年3月31日菊川市告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき菊川市に対してなされた公益通報のうち、菊川市が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有するものの処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(通報受付窓口)

第3条 法第2条第1項各号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）からの通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「通報受付窓口」という。）は、総務部総務課に置く。

2 前項の通報に迅速かつ適切に対応するため、通報受付窓口に通報対応責任者を置く。

3 通報対応責任者は、総務部総務課長をもって充てる。

(通報の受付)

第4条 市長は、公益通報があったときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、公益通報をした者（以下「通報者」という。）に対して次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 通報の内容となる事実等
- (3) 通報に関する秘密の保持
- (4) 通報に係る個人情報の保護
- (5) 通報後の手続き

2 前項の規定により確認した事項は、速やかに通報対応責任者に報告するものとする。

(通報の受理)

第5条 市長は、前条の規定により公益通報を受け付けた場合は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する課室等（以下「所管課」という。）への確認を行い、当該公益通報に対応する必要性を検討し、法に基づく公益通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通報者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 通報対象事実について菊川市が処分又は勧告等をする権限を有しないと認められるときは、通報者に対して当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(調査の実施)

第6条 所管課は、前条第1項の確認に当たり必要と認める場合及び同項の規定により公益通報を受理した場合は、調査を実施しなければならない。

2 所管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法により調査を実施しなければならない。

3 調査の進捗状況は、必要に応じて通報対応責任者及び通報者に報告するものとする。

4 調査の結果は、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、書面により通報者に報告し、その写しを通報対応責任者に提出す

るものとする。

(調査に基づく措置の実施)

第7条 所管課は、前条の規定により調査をした結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置（以下単に「措置」という。）を講じるものとする。

(措置結果の通知)

第8条 所管課は、前項の規定により講じた措置の結果を書面により、通報者に報告し、その写しを通報対応責任者に提出するものとする。

(通報者の保護等)

第9条 市長は、通報者が通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者の保護に係る必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力の義務)

第10条 市長は、公益通報の処理について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(利益相反関係の排除)

第11条 公益通報の処理に従事する職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

2 通報対応責任者は、公益通報の処理に関与する者が当該通報の事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。